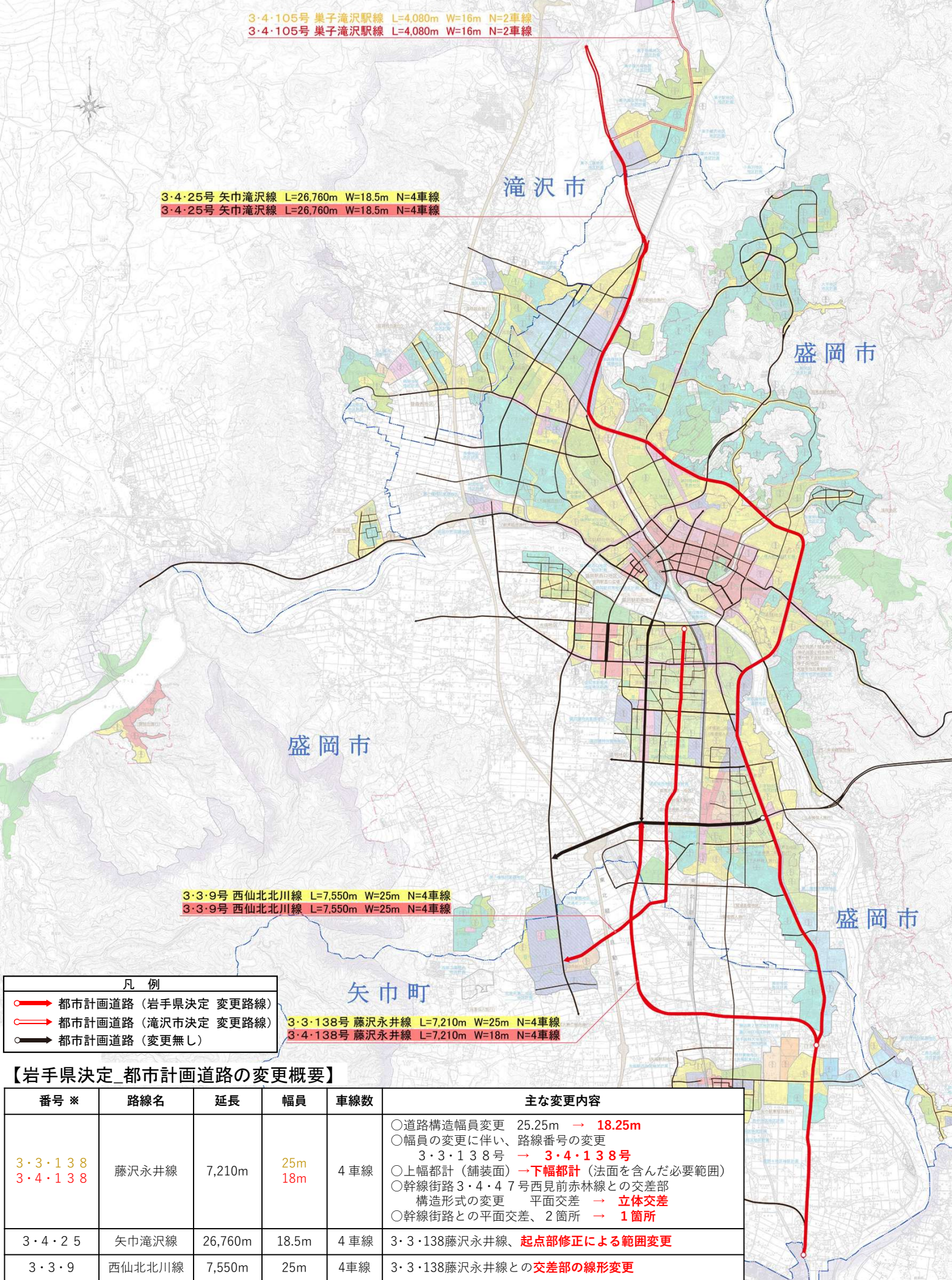


盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）概要図



凡 例

- 都市計画道路（岩手県決定 変更路線）
- 都市計画道路（滝沢市決定 変更路線）
- 都市計画道路（変更無し）

【岩手県決定_都市計画道路の変更概要】

番号 ※	路線名	延長	幅員	車線数	主な変更内容
3・3・138 3・4・138	藤沢永井線	7,210m	25m 18m	4 車線	○道路構造幅員変更 25.25m → 18.25m ○幅員の変更に伴い、路線番号の変更 3・3・138号 → 3・4・138号 ○上幅都計（舗装面）→下幅都計（法面を含んだ必要範囲） ○幹線街路3・4・47号西見前赤林線との交差点 構造形式の変更 平面交差 → 立体交差 ○幹線街路との平面交差、2箇所 → 1箇所
3・4・25	矢巾滝沢線	26,760m	18.5m	4 車線	3・3・138藤沢永井線、起点部修正による範囲変更
3・3・9	西仙北北川線	7,550m	25m	4車線	3・3・138藤沢永井線との交差点の線形変更

※番号の付し方（道路の場合）

区分 区画 一連番号

【区分】 区分一：自動車専用道路 区分三：幹線街路 区分七：区画街路 区分八：特殊街路に相当する歩行者専用道、自転車専用道又は自転車歩行者専用道 区分九：特殊街路に相当する都市モノレール専用道等 区分十：特殊街路に相当する路面電車道

【規模 幅員の範囲】 一：幅員40m以上のもの 二：幅員30m以上40m未満のもの 三：幅員22m以上30m未満のもの 四：幅員16m以上22m未満のもの 五：幅員12m以上16m未満のもの 六：幅員8m以上12m未満のもの 七：幅員8m未満のもの

【一連番号】 当該都市計画区域毎に、区分毎の一連番号